

お知らせ

「動物愛護管理法に基づく動物取扱責任者の資格要件について」

東京都では、令和7年1月、実験動物技術者2級に加えて、1級を追加しました。

【解説】

- 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、ペットショップ等の第一種動物取扱業を行う際に、事業所ごとに「動物取扱責任者」を置くことが定められています。

- この「動物取扱責任者」という資格があるわけではなく、令和2年6月の法律改正により、以下のとおりに改正されました。
 - ①獣医師、
 - ②愛玩動物看護師、
 - ③資格（専門性を有する社団法人等の試験に合格している）及び実務経験（第一種動物取扱業で6カ月以上の実務経験）、
 - ④卒業（獣医学、動物看護学、畜産学などを学ぶ大学、専門学校などの教育機関を卒業している）及び実務経験（第一種動物取扱業で6カ月以上の実務経験）

- このうち③の資格に該当する資格の一つとして、ほぼすべての自治体で、当協会が実施し認定する「実験動物技術者（2級）」が、「訓練」以外の販売、保管、貸出し、展示という業務の種別について認められています。

- この資格要件は、環境省の指導に基づき、各地方自治体の権限で認められるものですが、令和7年1月に入り、東京都では、従来からの「実験動物技術者2級」に加えて、「実験動物技術者1級」についても、同様の資格要件として認めることとなったところです。

（公社）日本実験動物協会 事務局